

令和5年第5回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和5年5月23日（火）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第29号 令和5年度教育予算の補正（第3号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第30号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第31号 武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第32号 武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 その他
- 9 議案第33号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について

議案第 29 号

令和 5 年度教育予算の補正（第 3 号）の申出に係る臨時代理の承認について

令和 5 年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます

令和 5 年 5 月 23 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

（提案理由）

令和 5 年度教育予算について、歳入で国庫補助金及び都補助金、歳出で教育総務費に補正の申出をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
15		国庫支出金	487,672	2,692	490,364
	2	国庫補助金	487,672	2,692	490,364
		6 教育費国庫補助金	14,177	2,692	16,869
16		都支出金	84,071	897	84,968
	2	都補助金	80,058	897	80,955
		8 教育費都補助金	80,058	897	80,955
		歳 入 合 計	609,853	22,540	613,442

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
9		教育費	2,807,990	5,386	2,813,376
	1	教育総務費	626,995	5,386	632,381
		3 教育指導費	235,615	5,386	241,001
		歳 出 合 計	3,517,723	5,386	3,523,109

令和５年度 教育予算 第３号補正参考資料

１ 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	節	項 目	理 由	補正前	補正額	補正後	所管課
15	国庫	支出金				487,672	2,692	490,364	
	2	国庫補助金				487,672	2,692	490,364	
		6	教育費国庫補助金		合計（１５・２・６）	14,177	2,692	16,869	
			1	教育総務費補助金		2,513	2,692	5,205	
				公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	情報機器の活用体制の整備に係る経費が交付されるもの。	0	2,692	2,692	教育総務課 教育政策係
16	都	支出金				84,071	988	84,968	
	2	都補助金				80,058	988	80,955	
		8	教育費都補助金		合計（１６・２・８）	80,058	988	80,955	
			1	教育総務費補助金		46,204	988	47,101	
				G I G Aスクール運営支援センター整備支援事業補助金	G I G Aスクール運営支援センター整備支援事業の実施に係る経費が交付されるもの。	0	897	897	教育総務課 教育政策係

２ 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課	
9 教育費							2,807,990	5,386	2,813,376		
1 教育総務費							626,995	5,386	632,381		
3 教育指導費							合計（9・1・3）	235,615	5,386	241,001	
			ICT教育推進事業経費	ICTをより活用した学習を行える校内通信ネットワーク環境の整備のため、校内通信ネットワーク環境の調査（アセスメント）を実施する必要があることから、その経費を補正するものである。			39,510	5,386	44,896	教育総務課 教育政策係	

議案第 30 号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の
承認について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和5年5月23日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

武蔵村山市立第十小学校、小中一貫校村山学園、第三中学校及び第五中学校から変更の申出がされたことに伴い、委員の委嘱等をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(委嘱)

1 武蔵村山市立第十小学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年5月1日

3 任 期 令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
齊藤 早苗	武蔵村山市残堀	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略

(解嘱)

1 武蔵村山市立小中一貫校村山学園学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
安田 吉一	武蔵村山市大南	対象学校の運営に資する活動を行う者 (規則第4条第1項第3号該当)

※敬称略

(解嘱)

1 武蔵村山市立第三中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
兼城 みや子	武蔵村山市神明	対象学校の所在する地域の住民 (規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立第三中学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年5月1日

3 任 期 令和5年5月1日から令和7年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
金澤 知子	武蔵村山市学園	対象学校の運営に資する活動を行う者 (規則第4条第1項第3号該当)
山口 克樹	武蔵村山市神明	対象学校の職員 (規則第4条第1項第4号該当)

※敬称略、順不同

(解嘱)

1 武蔵村山市立第五中学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
高野 吉靖	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略

(委嘱)

1 武蔵村山市立第五中学校学校運営協議会委員

2 委 嘱 年 月 日 令和5年5月1日

3 任 期 令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

4 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
井上 佳菜美	武蔵村山市中原	教育に関し識見を有する者 (規則第4条第1項第5号該当)

※敬称略

議案第 31 号

武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年5月23日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

武蔵村山市学校給食運営委員会規則(昭和43年村山町教育委員会規則第6号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「諮問」を「求め」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

武蔵村山市学校給食運営委員会規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市学校給食運営委員会規則	武蔵村山市学校給食運営委員会規則
昭和43年11月22日教委規則第6号	昭和43年11月22日教委規則第6号
第1条 略 （所掌事務）	第1条 略 （所掌事務）
第2条	第2条
(1) 武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の <u>求め</u> に 応じ、武蔵村山市立の小学校及び中学校（以下それぞれ「小学校」 及び「中学校」という。）において実施する学校給食の運営に 関する事項について調査審議すること。	(1) 武蔵村山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の <u>諮問</u> に応じ、武蔵村山市立の小学校及び中学校（以下それぞれ「小学校」 及び「中学校」という。）において実施する学校給食の運営に 関する事項について調査審議すること。
(2) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する 学校給食費（以下「給食費」という。）の経理の監査に関するこ と。	(2) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する 学校給食費（以下「給食費」という。）の経理の監査に関するこ と。
第3条から第9条まで 略	第3条から第9条まで 略
<u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	

議案第 32 号

武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則に
ついて

武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について、別紙
のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年5月23日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

都宮村山団地の建替え等に伴い、小学校及び中学校の通学区域を整理する必
要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

武蔵村山市立学校の指定に関する規則（平成１６年武蔵村山市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表第１　１　小学校通学区域の表武蔵村山市立第四小学校の項中「６号棟から６９号棟まで及び１１０１号棟から１１３７号棟まで」を「２４号棟から２６号棟まで、３２号棟及び３３号棟、４１号棟及び４２号棟、４５号棟から５０号棟まで、１１０１号棟から１１３７号棟まで並びに１１３９号棟及び１１４０号棟」に改め、同表武蔵村山市立第八小学校の項中「５７番地」を「６３番地」に改め、同表武蔵村山市立雷塚小学校の項中「７０号棟から９７号棟まで」を「１１４５号棟及び１１４６号棟」に改める。

別表第１　２　中学校通学区域の表武蔵村山市立第二中学校の項中「６号棟から６９号棟まで及び１１０１号棟から１１３７号棟まで」を「２４号棟から２６号棟まで、３２号棟及び３３号棟、４１号棟及び４２号棟、４５号棟から５０号棟まで、１１０１号棟から１１３７号棟まで並びに１１３９号棟及び１１４０号棟」に改め、同表武蔵村山市立第三中学校の項中「７０号棟から９７号棟まで」を「１１４５号棟及び１１４６号棟」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

武蔵村山市立学校の指定に関する規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）																
武蔵村山市立学校の指定に関する規則 平成16年 4 月21日教委規則第 8 号 別表第 1 （第 2 条関係） 1 小学校通学区域 <table border="1" data-bbox="152 547 1070 1281"> <thead> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武蔵村山市立第四小学校</td><td>大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の<u>24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から1137号棟まで並びに1139号棟及び1140号棟</u>）の区域</td></tr> <tr> <td>武蔵村山市立第八小学校</td><td>大字三ツ木、三ツ藤一丁目、同二丁目、同三丁目の一部（1番地から5番地まで及び37番地から<u>63番地</u>まで）、残堀一丁目、同二丁目、同五丁目の一部（1番地から50番地まで）及び伊奈平の区域</td></tr> <tr> <td>武蔵村山市立雷塚小学校</td><td>学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の<u>1145号棟及び1146号棟</u>）の区域</td></tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	武蔵村山市立第四小学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から1137号棟まで並びに1139号棟及び1140号棟</u> ）の区域	武蔵村山市立第八小学校	大字三ツ木、三ツ藤一丁目、同二丁目、同三丁目の一部（1番地から5番地まで及び37番地から <u>63番地</u> まで）、残堀一丁目、同二丁目、同五丁目の一部（1番地から50番地まで）及び伊奈平の区域	武蔵村山市立雷塚小学校	学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>1145号棟及び1146号棟</u> ）の区域	武蔵村山市立学校の指定に関する規則 平成16年 4 月21日教委規則第 8 号 別表第 1 （第 2 条関係） 1 小学校通学区域 <table border="1" data-bbox="1160 547 2069 1244"> <thead> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武蔵村山市立第四小学校</td><td>大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の<u>6号棟から69号棟まで及び1101号棟から1137号棟まで</u>）の区域</td></tr> <tr> <td>武蔵村山市立第八小学校</td><td>大字三ツ木、三ツ藤一丁目、同二丁目、同三丁目の一部（1番地から5番地まで及び37番地から<u>57番地</u>まで）、残堀一丁目、同二丁目、同五丁目の一部（1番地から50番地まで）及び伊奈平の区域</td></tr> <tr> <td>武蔵村山市立雷塚小学校</td><td>学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の<u>70号棟から97号棟まで</u>）の区域</td></tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	武蔵村山市立第四小学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>6号棟から69号棟まで及び1101号棟から1137号棟まで</u> ）の区域	武蔵村山市立第八小学校	大字三ツ木、三ツ藤一丁目、同二丁目、同三丁目の一部（1番地から5番地まで及び37番地から <u>57番地</u> まで）、残堀一丁目、同二丁目、同五丁目の一部（1番地から50番地まで）及び伊奈平の区域	武蔵村山市立雷塚小学校	学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>70号棟から97号棟まで</u> ）の区域
学校名	通学区域																
武蔵村山市立第四小学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から1137号棟まで並びに1139号棟及び1140号棟</u> ）の区域																
武蔵村山市立第八小学校	大字三ツ木、三ツ藤一丁目、同二丁目、同三丁目の一部（1番地から5番地まで及び37番地から <u>63番地</u> まで）、残堀一丁目、同二丁目、同五丁目の一部（1番地から50番地まで）及び伊奈平の区域																
武蔵村山市立雷塚小学校	学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>1145号棟及び1146号棟</u> ）の区域																
学校名	通学区域																
武蔵村山市立第四小学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>6号棟から69号棟まで及び1101号棟から1137号棟まで</u> ）の区域																
武蔵村山市立第八小学校	大字三ツ木、三ツ藤一丁目、同二丁目、同三丁目の一部（1番地から5番地まで及び37番地から <u>57番地</u> まで）、残堀一丁目、同二丁目、同五丁目の一部（1番地から50番地まで）及び伊奈平の区域																
武蔵村山市立雷塚小学校	学園二丁目から四丁目まで及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>70号棟から97号棟まで</u> ）の区域																

改正案（新）		現行（旧）	
2 中学校通学区域		2 中学校通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
武蔵村山市立第二中学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>24号棟から26号棟まで、32号棟及び33号棟、41号棟及び42号棟、45号棟から50号棟まで、1101号棟から1137号棟まで並びに1139号棟及び1140号棟</u> ）の区域	武蔵村山市立第二中学校	大南三丁目の一部（73番地から78番地まで、80番地及び81番地）、同四丁目、同五丁目及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>6号棟から69号棟まで及び1101号棟から1137号棟まで</u> ）の区域
武蔵村山市立第三中学校	学園二丁目、同三丁目の一部（1番地から71番地まで）、同四丁目の一部（1番地から10番地まで）、神明、中藤一丁目の一部（1番地から6番地まで、12番地から14番地まで、17番地から50番地まで及び53番地から56番地までを除く。）、同三丁目の一部（1番地から14番地まで、25番地及び27番地から53番地までを除く。）、同四丁目、同五丁目、中央二丁目の一部（33番地）及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>1145号棟及び1146号棟</u> ）の区域	武蔵村山市立第三中学校	学園二丁目、同三丁目の一部（1番地から71番地まで）、同四丁目の一部（1番地から10番地まで）、神明、中藤一丁目の一部（1番地から6番地まで、12番地から14番地まで、17番地から50番地まで及び53番地から56番地までを除く。）、同三丁目の一部（1番地から14番地まで、25番地及び27番地から53番地までを除く。）、同四丁目、同五丁目、中央二丁目の一部（33番地）及び緑が丘の一部（都営村山団地の <u>70号棟から97号棟まで</u> ）の区域
附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>			

議案第 33 号

武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認
について

教育委員会事務局職員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、
教育委員会の承認を求めます。

令和 5 年 5 月 23 日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

教育委員会事務局職員を任命する必要がある、武蔵村山市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理したの
で、本案を提出します。